

【ポスター発表】

重度あるいは行動障害のある知的障害児者の在宅生活を支えるサービスに関する研究

—行動援護を中心に—

- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 村岡美幸 (5262)
- 相馬 大祐 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園・6655)
- 木下 大生 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園・6036)
- 田中 正博 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園・7603)

キーワード：行動援護 利用者 在宅生活

1. 研究目的

自己判断による危険回避が困難であり、自傷・異食・飛び出し等の行動に障害のある方に対しては、単に社会参加を目的とした移動介護では対応できない専門性が求められるとして、2005年に「行動援護」が新たに創設された。行動援護の利用者は2010年5月時点で5,000人を超え、重度知的障害児者の外出や社会参加等が確実に行われているかのようにみえた。しかし、2010年に当法人が行った行動援護事業所及び利用者調査にて次のような実態が明らかになった。

- ・地域の資源不足により訪問系サービスが本来のニーズでないサービスを提供している。
- ・本人の行動障害が重いために新たなサービスや事業所を利用することでようやく築き上げた生活が崩れてしまうのではないかという不安や、実際に生活が崩れてしまった過去の経験から、サービスの利用を躊躇してしまう家族がいる。

このように、自傷・異食・飛び出し等の行動に障害のある者への専門的な移動に係るサービスであった行動援護の使われ方や対象者像は変化してきている。そこで、行動援護サービスが創設されてから6年が経過した現時点での、行動援護の実態を明らかにすることとした。

2. 研究の視点および方法

行動援護事業所の実際と利用者像に視点を当て、下記の2つの方法で行った。

調査	方法・期間	対象	内容
1	・往復葉書調査 ・2011年5月13日～31日	行動援護事業所全数 1,831か所 (休止中同一住所の事業所を除く)	・行動援護の契約状況 ・行動援護のヘルパー人数 ・1人/ひと月の利用最大時間数 ・今後の調査協力の可否
2	・アンケート用紙を郵送配布郵送回収もしくはメールでの送信返信 ・2011年7月9日～8月4日	葉書調査で今後の調査協力「可」の事業所で行動援護の実績があった事業所428か所	・平成22年度行動援護契約者の障害程度区分と行動関連項目(12項目)の点数 ・行動援護を利用している重度の知的障害者の事例

調査	回収状況	
1	回収数	844票
	回収率	46.1%
	回答総契約者数	4,357名
	平成22年度総契約者数*	5,594名
	契約者数回収率	77.9%
2	回収数	119票
	回収率	27.8%

※厚生労働省「障害福祉サービス等の利用状況について」平成23年3月より

3. 倫理的配慮

国立のぞみの園が設置する調査研究倫理審査委員会において審議され・承認を得た上で実施した。報告に際しては事業所が特定されないように配慮した。

4. 研究結果

(1) 行動援護事業所の実際

1事業所当たりの年間行動援護契約者数の平均は5.2人であり、1人から16人と契約を結んでいる事業所が比較的多くなっていた。

1事業所あたりの行動援護従業者数は、平均6.8人であった(表1)。

表1 契約者数・従業者数・ひと月の最大利用時間数

1事業所あたりの平成22年度契約者数 (同一人物が1年以内に再契約した場合は2人とする)	平均	5.2
	最大	134
	最小	0
1事業所あたりの行動援護の従業者数 (平成23年4月現在)	平均	6.8
	最大	100
	最小	0
1人/月の利用最大時間数	平均	14.6
	最大	184
	最小	0
今後の調査等への協力の可否	可能	545

(2) 行動援護を利用している障害児者の障害程度区分と行動関連項目

表2 行動援護契約者の行動関連項目と障害程度区分状況

区分	障害程度	行動関連項目(12項目)					区分別人数	
		不明	8・9	10～	15～	20～		
区分	6	150	3	31	19	12	215	24.1%
	5	137	6	21	25	5	194	21.7%
	4	67	9	9	5	0	90	10.1%
	3	52	4	5	0	0	61	6.8%
	なし	263	15	33	13	8	332	37.2%
行動関連項目点数別人数		669	37	99	62	25	892	100.0%
		75.0%	4.1%	11.1%	7.0%	2.8%	100.0%	

*「不明」は、自治体で把握しており事業所では把握のないことを意味する。
*「なし」は、児童で行動援護を利用している場合を意味する。

障害程度区分は、「6」と「5」で約半数を占めており、障害程度区分が重い順に利用者が多くなっていた。また児童の利用も多く、全体の約4割を占めていた(表2)。

5. 考察

行動援護の月の利用最大時間 184 時間は、夏休み期間における利用ということだった。この場合に、1日8時間の利用と仮定すると、ひと月で23日の利用があったことになる。また事業所の中には契約者、従業者がいないところもあり、ニーズに対する事業所の充足度を単純に事業所数で見ることができないことが示唆された。

本研究では、区分6の人の利用割合が多くなっていた。また、第5回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料「訪問系サービスについて」(2011)の中で、区分6の人の行動援護利用の増加が報告されている。このように、重度の障害者の利用が増加している背景にはいくつかの理由が考えられる。1つ目に行動援護事業の普及・啓発から、従業者及び事業所数が増加していること。2つ目に従業者養成が進み、重度障害者の受け入れ態勢が事業所に整ってきたこと。3つ目に認定調査の結果、行動援護対象者として該当する場合、移動支援の利用は認めず、必ず行動援護を利用するよう働きかけ始めている自治体があること。4つ目に個別のサービスしか利用できない障害者が、行動援護を使い多くの時間を過ごすようになったこと。以上の4点が推測された。